

使用料の改定内容（コミュニティセンター）

改定の内容

改定前							改定後								
コミュニティセンター							コミュニティセンター								
区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後4 時30分	午後6時 ～午後10 時	午前9時 ～午後4 時30分	午後1時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時	区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後4 時30分	午後6時 ～午後10 時	午前9時 ～午後4 時30分	午後1時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時		
	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日		午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日		
平日 及び 土曜 日	大ホール (大会議 室)	1,500円	3,000円	4,500円	4,500円	7,500円	9,000円	平日 及び 土曜 日	大ホール (大会議 室)	1,300円	2,700円	4,000円	4,000円	6,700円	8,000円
日曜 日 及び 祝日	大ホール (大会議 室)	2,000円	4,000円	6,000円	6,000円	10,000円	12,000円	日曜 日 及び 祝日	大ホール (大会議 室)	1,800円	3,600円	5,400円	5,400円	9,000円	10,800円
							備考								
							6 市外の者が使用する場合の加算 市外に主たる事務所を有する法人、事業所又は団体（主たる事務所を位置付けていない団体にあつては、その団体の代表者の住所をいう。）が使用する場合は、その区分の使用料の100分の100に相当する額を加算する。								

	7 営利目的の使用に係る加算 営利を目的とした物品の展示又は販売のために使用する場合は、その区分の使用料の100分の100に相当する額を加算する。
--	--

改定の適用日

令和4年10月1日

問い合わせ先

協働推進課 ☎587-6043